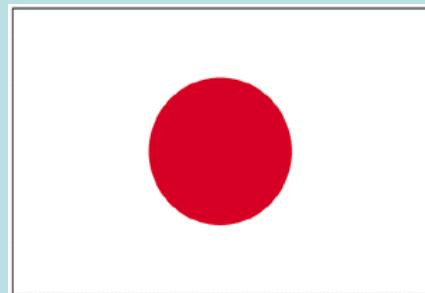


# 日・インドネシア経済連携協定について

## 財務省 関税局 経済連携室



2008年6月



# 日インドネシアEPA: インドネシア概況について

## ➤ 基礎データ

国土: 約189万平方キロメートル(日本の約5倍)

人口: 約2.17億人(2004年政府推計)

首都: ジャカルタ

言語: インドネシア語

元首: スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領  
(2004年10月就任、任期5年)

GDP: 3,652億ドル(名目 2006年)

一人当たりGDP: 1,663米ドル(2006年)

経済成長率: 5.5%(2006年)

## ➤ 二国間関係

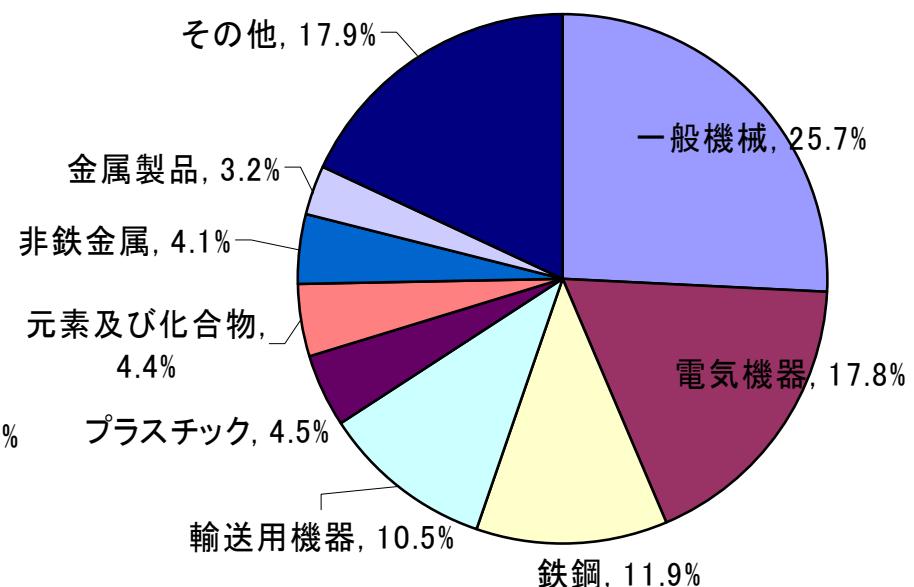
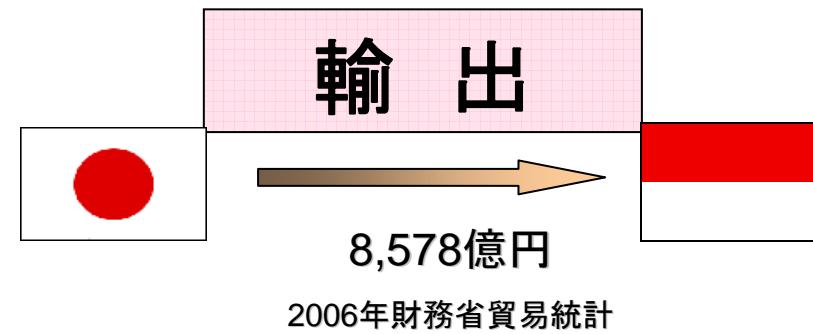
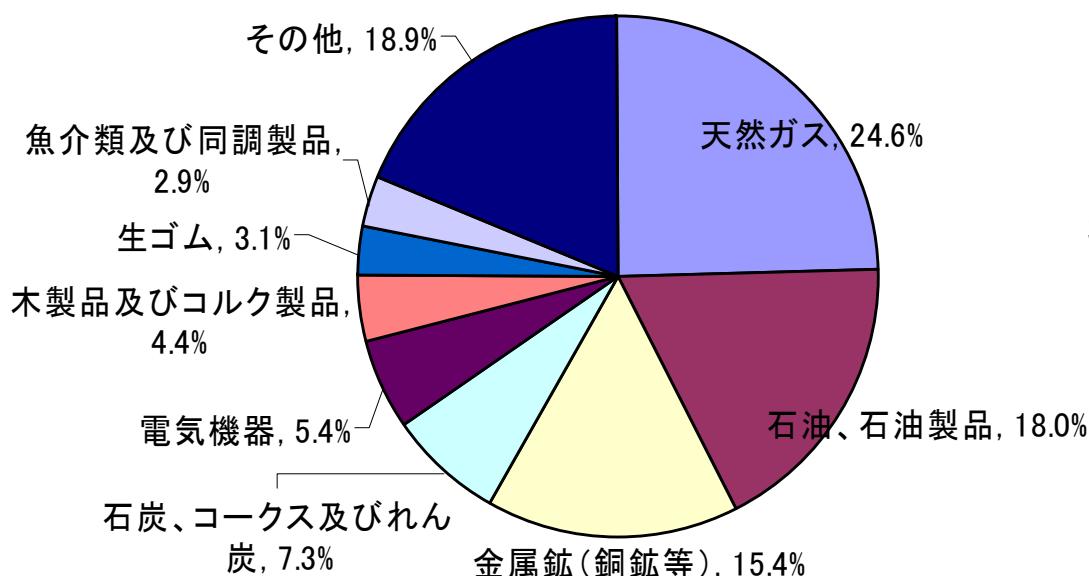
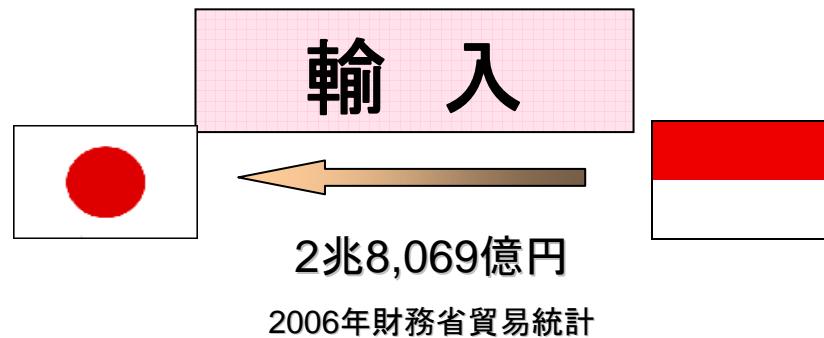
2008年には、日・インドネシア国交回復  
50周年を迎える。

(1958年 日・インドネシア平和条約締結)

(出典:外務省HP)



# 対インドネシア貿易構造



- ▶ 日本にとって第7位の輸入相手国<sup>1</sup>
- ▶ インドネシアにとって第1位の輸出相手国<sup>2</sup>

- ▶ 日本にとって第18位の輸出相手国<sup>1</sup>
- ▶ インドネシアにとって第1位の輸入相手国<sup>2</sup>

(出典)1: 2006年財務省貿易統計  
2: 2005年IMF-DOTS

## 日・インドネシアEPA：経緯

- 2003年 6月 小泉総理(当時)とメガワティ大統領(当時)との首脳会談(於 東京)において、二国間の経済連携協定の可能性を予備的に模索することに合意。
- 2005年 1月 町村外務大臣(当時)とカッラ副大統領との会談で、日・インドネシア経済連携に係る「共同検討グループ」の設置に合意。
- 1月 産学官による「共同検討グループ」会合を開始(計3回開催)。
- 6月 小泉総理(当時)とユドヨノ大統領との首脳会談(於 東京)において交渉開始に合意。
- 7月 両国政府による交渉開始(最終的に計7回の交渉を開催)。
- 2006年11月 安倍総理(当時)とユドヨノ大統領との首脳会談(於 東京)の際に、大筋合意を確認。
- 2007年 8月 日・インドネシア首脳会談(於 ジャカルタ)の際に、安倍総理(当時)とユドヨノ大統領との間で協定に署名。

# 日・インドネシアEPA:意義

## 日・インドネシア間の貿易・投資拡大等による経済関係緊密化に寄与 ASEANとの経済連携強化・東アジア共同体構築に向けた一歩

- ✓ 日本からインドネシアへの輸出額は約8,578億円、日本のインドネシアからの輸入額は約2兆8,069億円（2006年）と、我が国にとってインドネシアはASEAN中タイに次いで第2位の貿易相手国。
- ✓ 日本からの累積直接投資額は395億米ドルで第1位（2006年末時点）。
- ✓ インドネシアにとって日本は、第1位の輸出相手国、第1位の輸入相手国（2005年）。

### ○我が国の対世界貿易に占めるインドネシアのシェア

（2006年 財務省貿易統計）

(1)輸出： 1.1%

我が国にとってインドネシアは第18位の輸出相手国。

(参考)上位5カ国・地域は、米国、中国、韓国、台湾、香港

(2)輸入： 4.2%

我が国にとってインドネシアは第7位の輸入相手国。

(参考)上位6カ国は、中国、米国、サウジアラビア、UAE、豪州、韓国

### ○インドネシアの対世界貿易に占める我が国のシェア

（2005年 IMF－DOTS）

(1)輸出： 19.6%

インドネシアにとって我が国は、第1位の輸出相手国。

(参考)2位は米国、3位はシンガポール、4位は中国、5位は韓国。

(2)輸入： 15.3%

インドネシアにとって我が国は、第1位の輸入相手国。

(参考)2位は中国、3位はシンガポール、4位はタイ、5位は米国。

# 日インドネシアEPA:協定の構成(その1)

## 第1章 総則

協定の目的、用語の定義、行政手続の透明性 等

## 第5章 投資

投資活動に対する内国民待遇の約束、最惠国待遇の考慮 等

## 第2章 物品の貿易

関税の撤廃・削減、二国間セーフガード措置 等

## 第6章 サービスの貿易

サービス提供者に対する市場アクセス、内国民待遇の約束 等

## 第3章 原産地規則

原産品の認定要件、原産地証明書の発給・確認手続 等

## 第7章 自然人の移動

自然人の移動の円滑化に必要な措置を約束 等

## 第4章 税関手続

透明性ある関税法令、通関の円滑化、税関当局間の協力・情報交換 等

## 第8章 エネルギー及び鉱物資源

規制措置を取る際の既存契約の尊重 等

# 日インドネシアEPA:協定の構成(その2)

## 第9章 知的財産

十分かつ無差別な  
知的財産の保護 等

## 第13章 協力

9分野における二国  
間の協力 等

## 第10章 政府調達

政府調達制度に関  
する情報交換、協力  
の促進 等

## 第14章 紛争解決

協定の解釈・適用か  
ら生じる紛争を解決  
するための手続 等

## 第11章 競争

競争当局間の情報  
交換及び協力 等

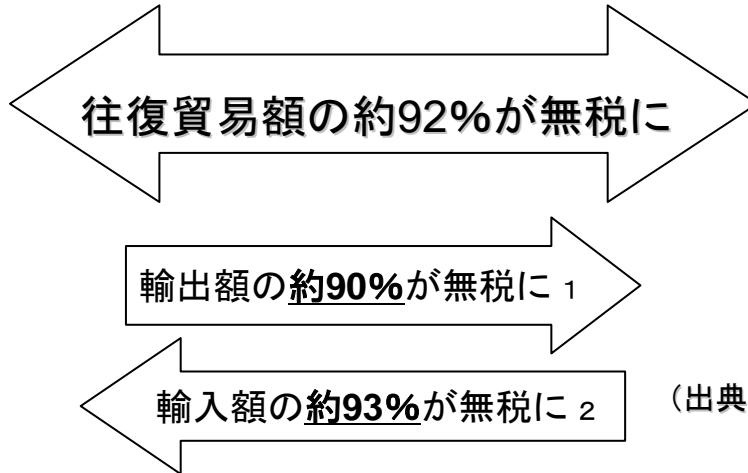
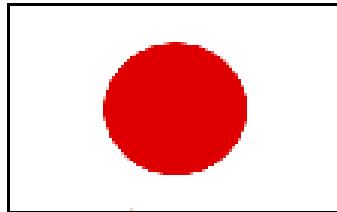
## 第15章 最終規定

協定の一般的な  
見直し 等

## 第12章 ビジネス環境の整備及びビジ ネスを行う上での信頼の促進

苦情・相談窓口となる  
連絡事務所の設置等

# 日インドネシアEPAの概要： 物品の貿易



(出典) 1:2004年5月～2005年4月 財務省貿易統計

2:2004年5月～2005年4月 インドネシア側貿易統計

## インドネシア ⇒ 日本

### ○インドネシア ⇒ 日本 主要無税化品目

- ・ ほぼ全ての鉱工業品 → 即時関税撤廃
- ・ えび、えび調製品【現行1～5.3%】  
→ 即時関税撤廃
- ・ 林產品（合板を除く）【現行0～6%】  
→ 即時関税撤廃

## 日本 ⇒ インドネシア

### ○日本 ⇒ インドネシア 主要無税化品目

- ・ 自動車
  - 3,000cc超乗用車【現行45、60%】  
→ 2012年までに関税撤廃
  - 3,000cc以下乗用車【現行45、60%】  
→ ほぼ全て2016年までに5%以下に関税削減
- ・ 鉄鋼・鉄鋼製品【現行0～20%】
  - 10年以内に関税撤廃（鉄鋼輸出の約3割）
  - 特定用途免税（鉄鋼輸出の約6割）

# 日インドネシアEPAの概要：日本側譲許表（附属書1）

		○三〇五・二〇	関税率表番号	1
その他のもの	さけ科のものの卵 除く。 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属の もの）の卵 こんぶかずのこ	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は 塩水漬けしたものに限る。） にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを	品名	2
一〇 %	八・四 %		基準税率	3
A B 7 X R B 7			区分	4
1			注釈	5

## 3. 基準税率

関税が毎年均等に引き下げられる品目について、引下げが開始される基準となる税率を表示

## 4. 区分

関税の引下げ・撤廃等の区分(方式)を記号で表示

## 5. 注釈

「4. 区分」の記号が示す内容の注釈(補足)を数字で表示

# 日インドネシアEPAの概要：日本側譲許表（区分）

表 4欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
B	協定の発効日から「n+1回」の毎年 均等な関税の引下げにより、基準 税率から「n+1回目」で撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 $n = 3, 5, 7, 10, 15$ 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
P	協定の発効日から均等な関税の引 下げにより、削減	段階的関税引下げ品目 対象品目： <u>ワッフル及びウェハー</u> 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
Q	関税割当を設定	対象品目： ・ <u>生鮮バナナ</u> ・ <u>生鮮パイナップル(900g未満)</u> ・ <u>ソルビトール</u>
R	協定の発効後、一定期間を経て関 税撤廃等を交渉	再協議品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

# 日インドネシアEPAの概要：日本側譲許表（注釈）

表 5欄	内 容
1	再交渉の時期(協定発効後 5年目)：まぐろ、かつお 等
2	関税割当の条件: <u>生鮮バナナ</u> 割当数量:1年目→5年目 每年1,000トン、枠内税率:無税
3	関税割当の条件: <u>生鮮パイナップル(900g未満)</u> 割当数量:1年目100トン→5年目300トン、枠内税率:無税
4	再交渉の時期(協定発効後 4年目)：合板
5	毎年均等な引き下げによる関税削減: <u>ワッフル及びウェハー</u> 6回の毎年均等な引下げにより15%から13%まで削減
6	関税割当の条件: <u>ソルビトール</u> 割当数量:1年目→5年目 每年25,000トン、枠内税率:3.4% 関税割当枠外の輸入品に係る関税率を 8回の毎年均等な引下げにより 17%から12%まで削減

# 日インドネシアEPAの概要：日本側譲許表（関税割当制度）

管理方式	内 容
輸出国管理方式	<p>▶ 物資所管省(農林水産省)が、輸入者の関税割当申請に対し、<u>相手国が輸出ごとに発給する証明書に基づき</u>、約束数量の範囲内で<u>先着順に割当て</u>を行い、関税割当証明書を発給する。(関税暫定措置法第8条の6第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生鮮バナナ、</li><li>・生鮮パイナップル(900g未満)</li></ul>
輸入国管理方式	<p>▶ 物資所管省(農林水産省)が、輸入者の関税割当申請に対し、審査を行い、約束数量の範囲内で、<u>事前に割当て</u>を行い、関税割当証明書を発給する。(関税暫定措置法第8条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ソルビトール</li></ul>

# 一般特恵(GSP)税率とEPA税率について

## 関税暫定措置法施行令

### 第五章 特恵関税等

(特恵受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の便益を与えない物品等の指定)

#### 第二十五条

2 法第八条の二第二項 に規定する同条第一項 の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

三 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号又は第六号に掲げる国際約束  
(注:経済連携協定)において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一三八号(注:メキシコ)、第一三四号(注:マレーシア)、第八五号(注:チリ)、第七八号(注:タイ)又は一三号(注:インドネシア)に掲げる国を原産地とするもの(当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項 の規定による税率を超えるものを除く。)

原則:EPA対象国の原産品にはGSP税率を適用しない。

例外:EPA税率>GSP税率となる品目及びEPA税率の設定がない品目についてはGSP税率が適用可能。

## 日インドネシアEPA:インドネシアEPA税率の対象外であって、GSP税率の適用対象となる品目（2008年4月現在）

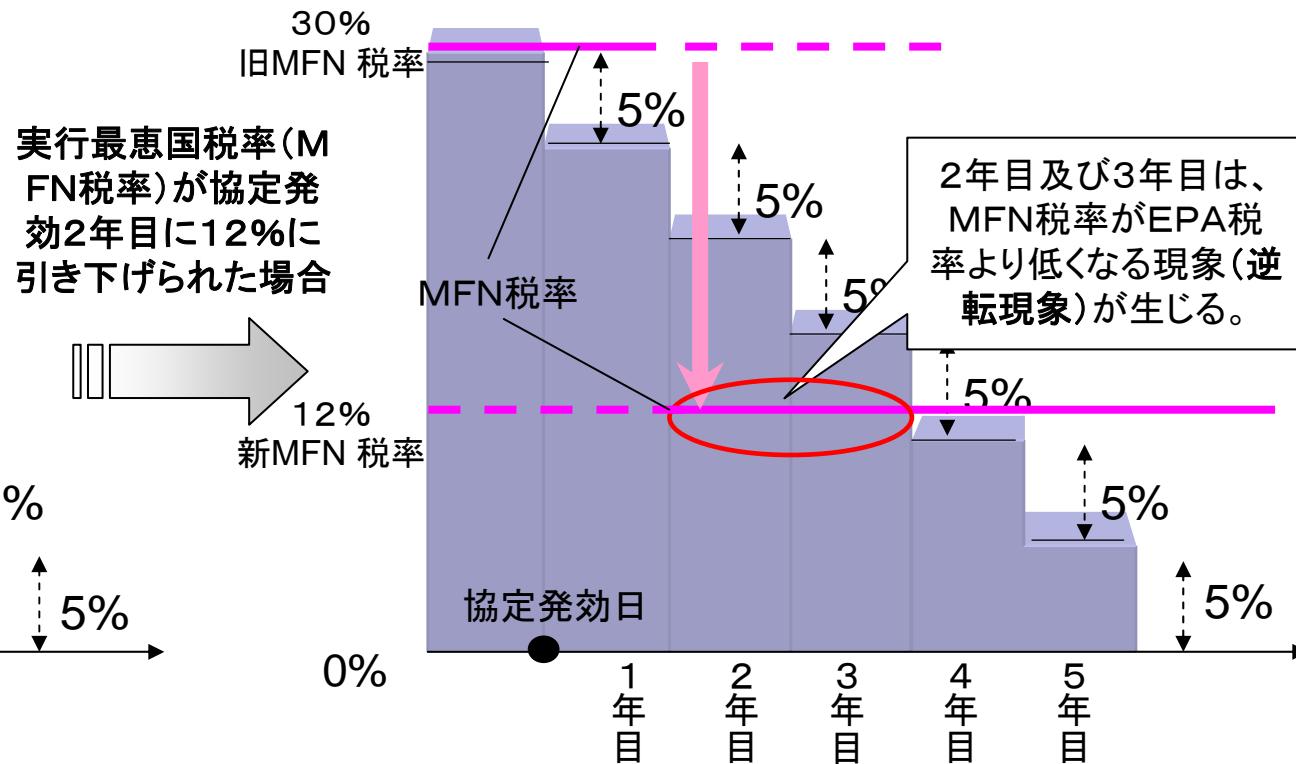
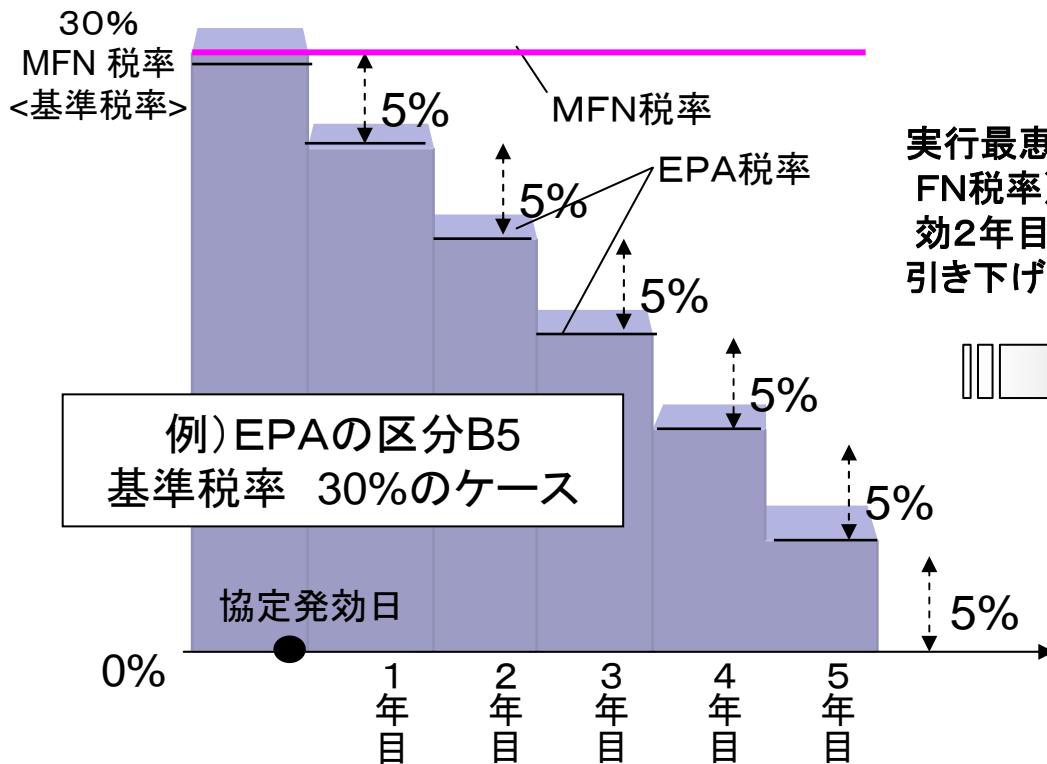
0206.30-091	0206.41-090	0206.49-091	0901.21-000	0901.22-000	1515.90-410	1521.90-010	1602.20-091	1602.90-290	1603.00-010
1604.11-010	1604.12-000	1604.13-010	1604.13-090	1604.14-010	1604.14-091	1604.14-092	1604.14-099	1604.15-000	1604.16-000
1604.19-010	1604.19-090	1604.20-020	1604.30-010	1605.10-021	1605.10-029	1605.30-010	1605.40-011	1605.90-212	1605.90-213
1605.90-220	1605.90-290	1605.90-293	1605.90-294	1605.90-295	1806.10-200	1806.20-290	1806.32-220	1806.90-220	1901.90-230
1902.40-000	1905.10-000	1905.20-000	1905.40-000	1905.90-313	1905.90-319	1905.90-329	2001.90-250	2101.11-100	2101.12-110
2101.30-000	2102.10-000	2106.90-251	2106.90-297	2204.10-000	2204.29-090	2204.30-200	2205.10-000	2205.90-200	2206.00-210
2206.00-229	2208.90-123	2208.90-129	2918.14-000	2918.15-010	3505.10-100	3505.10-200	3505.20-000	4114.10-000	4114.20-010
4114.20-090	4302.11-000	4302.19-020	4302.19-090	4302.20-090	4302.30-013	4302.30-019	4302.30-029	4303.10-013	4303.10-014
4303.10-019	4303.10-099	4303.90-090	(全83品目)						

## 日インドネシアEPA:インドネシアEPA税率とGSP税率が併存する7品目

品目	HS 9桁	日インドネシアEPA譲許表に規定されている初年度の税率	GSP税率	GSPが適用除外とされる時期 (カッコ内はその時のEPA税率)
履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製以外のもので、甲が革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製以外のもの)	6405.90-200	3.0%	無税	2015年4月1日から(無税)
ガラス製のビーズ、模造真珠等	7018.10-000	7.0%	無税	2015年4月1日から(無税)
ガラス製の細貨の製品等	7018.90-010	5.8%	無税	2015年4月1日から(無税)
フェロニッケル (ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの)	7202.60-010	2.9%	無税	2015年4月1日から(無税)
フェロニッケル (ニッケルの含有量が全重量の33%以上のもの)	7202.60-090	2.9%	無税	2015年4月1日から(無税)
腰掛け(部分品:自動車に使用する種類のもの)	9401.90-021	3.3%	無税	2015年4月1日から(無税)
メントール (※)	2906.11-000	7%又は186.76円/kgのいずれか高い税率	5.28%又は114.56円/kgのうちいずれか高い税率	2015年4月1日から(無税)

(※)輸入申告時の単価により、インドネシアEPA税率がGSP税率より高くなる可能性がある。

# MFN逆転現象について



## (参考)我が国における関税率の適用関係

MFN税率

(WTO)協定税率

≥

WTO協定税率が基本税率(若しくは暫定税率)より低い場合には、WTO協定税率が適用される。

暫定税率

(関税暫定措置法)

>

基本税率

(関税定率法)

暫定税率が基本税率に優先して適用される

特恵税率

一般特恵税率

一般特恵受益国からの原産品で、原産地証明書が提出されている場合に適用される。

EPA特恵税率

EPA締約国からの原産品で、原産地証明書が提出されている場合に適用される。

# 日インドネシアEPA:インドネシアEPA税率とMFN税率が一定期間同じである品目

品目	HS 9桁	日インドネシアEPA譲許表に規定されている初年度の税率	発効日のMFN税率	EPA税率としてのMFN税率の適用時期
揮発油(航空機用)	2710.11-131 2710.11-132	1,810.38円／KL 2,044円／KL	1,117円／KL	2012年3月31日まで
揮発油(航空機用以外)	2710.11-137 2710.11-139	1,212.75円／KL	1,117円／KL	2009年3月31日まで
灯油	2710.11-143 2710.11-149 2710.19-143 2710.19-149	493.5円／KL	434円／KL	2010年3月31日まで
軽油	2710.11-159 2710.19-159	1,099.88円／KL	956円／KL	2010年3月31日まで
A重油(低硫黄)	2710.19-165 2710.19-166	2,268.88円／KL	1,325円／KL	2014年3月31日まで
A重油(高硫黄)	2710.19-167 2710.19-169	2,892.75円／KL	1,614円／KL	2014年3月31日まで
B・C重油(低硫黄)	2710.19-173 2710.19-174	2,079円／KL	1,112円／KL	2015年3月31日まで
B・C重油(高硫黄)	2710.19-175 2710.19-179	2,801.75円／KL	1,447円／KL	2015年3月31日まで
メントール (※)	2906.11-000	7%又は186.76円/kgのいずれか高い税率	6.6%又は143.20円/kgのいずれか高い税率	2015年3月31日まで

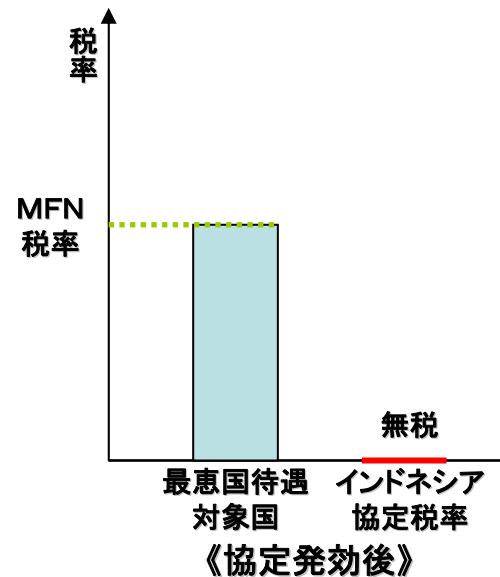
(※)輸入申告時の単価により、インドネシアEPA税率がMFN税率より高くなる可能性がある。

(注) 2906.11-000, 3901.90-010, 3902.90-010, 3906.90-010, 3914.00-010, 3914.00-020の6品目の一部に当たるINN品目(医薬品関税相互撤廃該当品目)についても、一定期間、そのMFN税率(無税)が、インドネシアEPA税率より低くなる。なお、INN品目には関税分類上特定できないものもある。詳細は以下参照 <http://www.customs.go.jp/tariff/fuhyo/index.htm> (WTO協定の日本国譲許表の付属書(医薬品関係))

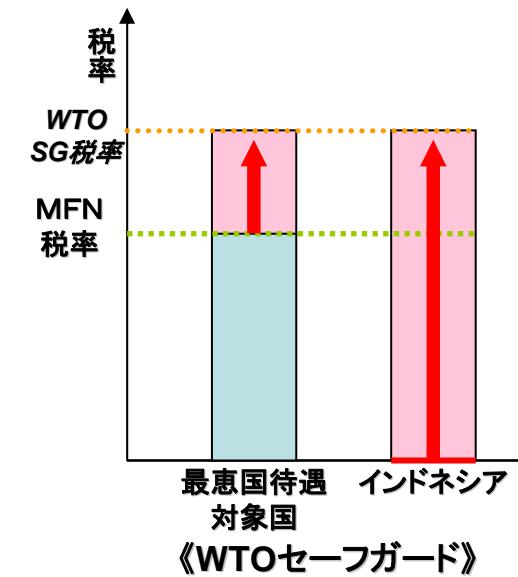
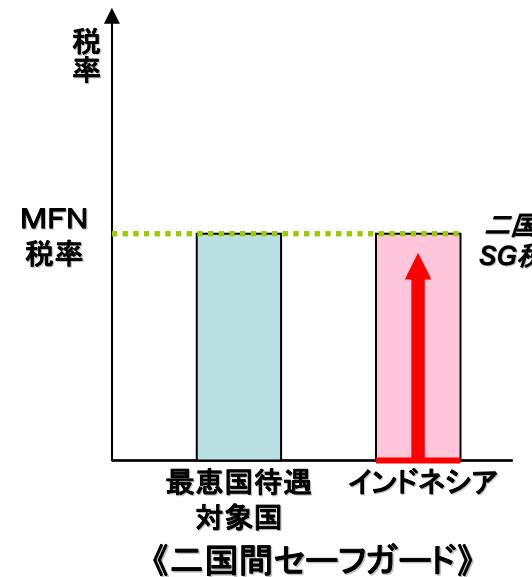
# 日インドネシアEPA：二国間セーフガード措置

協定で定める関税の撤廃又は引下げの結果、輸入の増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれが発生した場合に、二国間の緊急措置として関税撤廃や引下げの約束を一時的に撤回できることとし、その内容及び手続を整備。

○日・インドネシア協定で無税讓許した品目の税率  
(協定発効後)

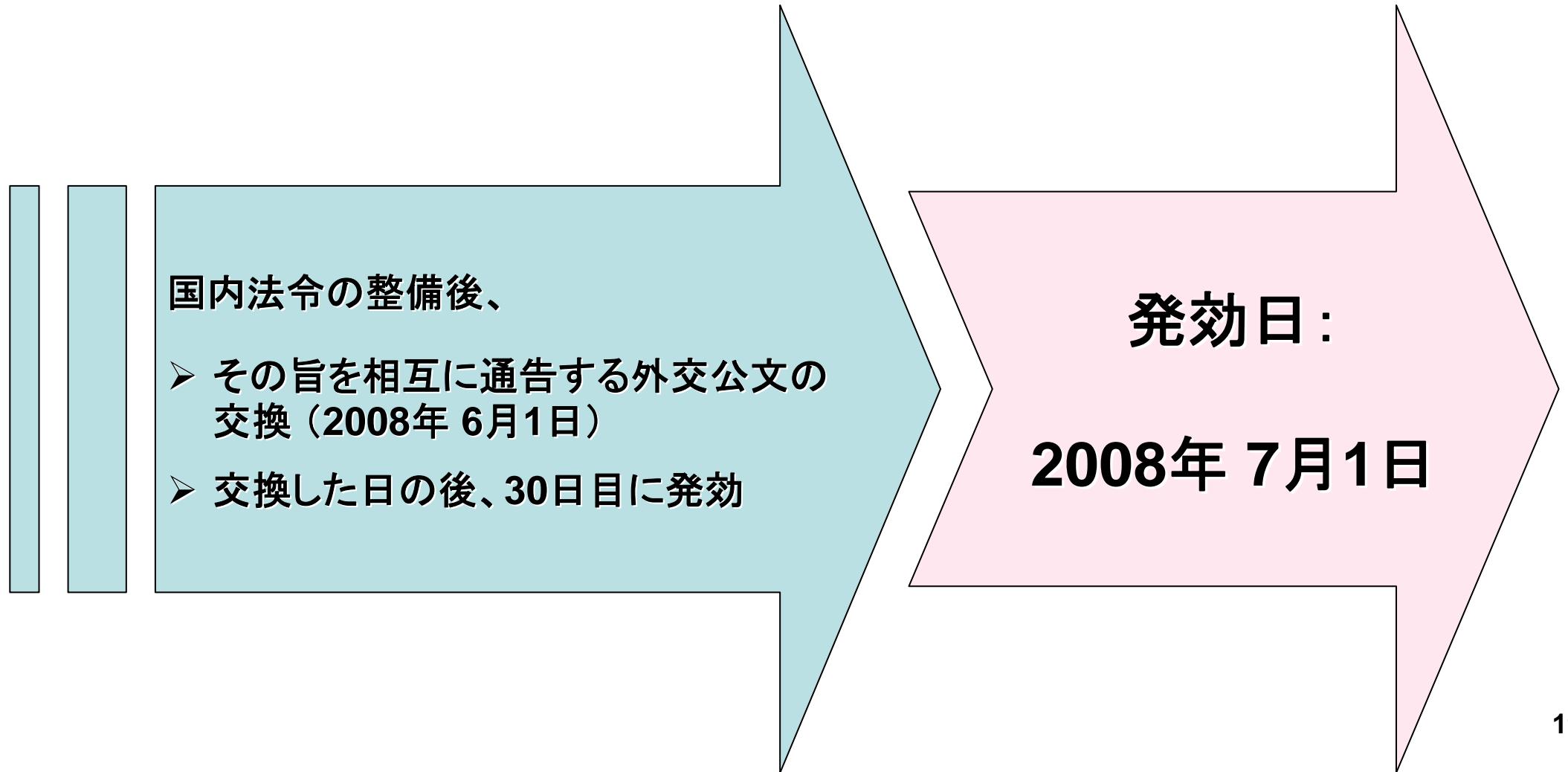


○二国間セーフガード発動後



- 発動要件: 輸入の絶対的又は相対的増加により国内産業に重大な損害又はそのおそれ
- 措置内容: 発動時または協定発効直前の実行税率の低い方までの関税引上げ等
- 発動期間: 原則4年以内、例外的に5年まで延長可能
- 暫定措置: 200日以内の暫定的関税引上げ等
- 調査手続: 調査(1年以内)を行った上で発動措置

## 日インドネシアEPA:協定発効に向けた作業



# EPAに関する情報の主な入手先

外務省HP(協定本体、附屬書(譲許表等))

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/indonesia/jyobun.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/jyobun.html)

財務省税関HP(経済連携協定)

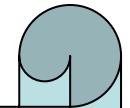
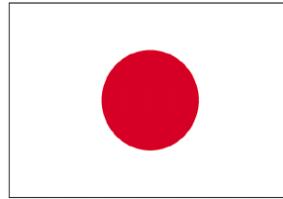
[http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta\\_epa/fta\\_epa.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm)

財務省貿易統計

<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>

日本商工会議所(原産地証明書の発給手続)

<http://www.jcci.or.jp/>



ありがとうございました。  
御意見・御質問を賜ります。